

○厚生労働省告示第一号
国土交通省告示第一号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第三項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針（平成二十八年国土労働省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和元年七月十二日

厚生労働大臣 根本 匠
国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおさる。

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 経営力向上の実施方法に関する事項 旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者1人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものを、以下同じ。）を指標として経営力向上を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 経営力向上の実施方法に関する事項 旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者1人当たりの生産性の向上を図る観点や、賃金上昇を維持する観点から、労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものを、以下同じ。）を指標として経営力向上を実施することが望ましい。経済や雇用への影響や人手不足の現況を踏まえると、分母となる労働投入量を維持した上で生産性向上を実現することが重要である。加えて、分子となる付加価値の増大にはサービス品質を高めることが重要であることから、勤怠管理、会計管理等のサービス提供に間接的に関わる業務の労働投入量を減らしながらサービス品質の向上に注力することを目指すことが望ましい。また、労働生産性を精緻に把握するためには、各従業員の正確な労働時間を把握・管理していくことが重要である。</p>

以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が5年間である場合には、計画期間が5年間である場合には、5年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して2%以上向上させることを目標として設定しなければならぬ。なお、計画期間が3年間の場合は1%以上向上させることを、4年間の場合は1.5%以上向上させることを目標として設定しなければならぬ。

経営力向上計画の実施においては、現に有する経営資源を利用する場合は、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合があります。いずれの場合も上記の労働生産性の向上を支援に当たったの判断基準とする。加えて、後者の場合、中小企業者等の事業承継を促進する観点から、中小企業者等が事業承継等（法第2条第12項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合においては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

第3・第4（略）

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅館業の分野について、法第40条第1項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、1及び2に掲げるとおりとする。

1～3（略）

第6（略）

以上の点を踏まえ、事業者の提出する経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が5年間である場合には、5年後までに労働生産性を計画策定の前年と比較して2%以上向上させることを目標として設定しなければならぬ。なお、計画期間が3年間の場合は1%以上向上させることを、4年間の場合は1.5%以上向上させることを目標として設定しなければならぬ。

経営力向上計画の実施においては、現に有する経営資源を利用する場合は、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合があります。いずれの場合も上記の労働生産性の向上を支援に当たったの判断基準とする。加えて、後者の場合、中小企業者等の事業承継を促進する観点から、中小企業者等が事業承継等（法第2条第10項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合においては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

第3・第4（略）

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

旅館業の分野について、法第34条第1項の認定の申請をした者が、事業分野別指針に適合すると認められるための要件は、1及び2に掲げるとおりとする。

1～3（略）

第6（略）

添 附

この告示は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年七月十六日）から適用する。